

平成22年度税制改正要望について

平成21年12月2日
金融庁



主要要望項目

- ◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大2
- ◆ 少額の上場株式等の投資のための非課税制度の法制上の措置の実現6
- ◆ 非居住者等による債券投資に係る利子の非課税措置の充実13
- ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長18
- ◆ 生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現27

◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

【要望事項】

- 金融商品間(上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引など)について損益通算の範囲を拡大すること。
- 債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるにあたって、現行の債券税制を見直すこと。

損益通算の範囲拡大

 は、現行、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑(申告分離)	

損益通算を拡大

⇒ 金融商品間の損益通算が拡大することで、リスク商品に投資しやすい環境が整備

債券税制の見直し

- ・ 債券の利子・譲渡所得を申告分離方式に変更
- ・ 利払日に個人等が保有している場合のみ源泉徴収
- ・ デフォルト債券の損失は譲渡損失とみなす
- ・ 償還期間3年以下の割引債について、発行時の源泉徴収を廃止

⇒ 税による債券市場の歪み(課税玉・非課税玉の分断)が是正され、市場の流通性が改善

【適正化案】

「譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充」についても解消

特定口座を最大限利用

⇒ 損益通算において特定口座を最大限利用することで、投資家の事務負担が軽減

十分な準備期間を確保

⇒ 23年度の法制化を目指し、施行には少なくとも法制化後1年間の準備期間を確保

特に、債券税制の見直しについては、大規模なシステム対応等が必要となり、本年度に大きな方向性を示す必要

民主党政策集「INDEX2009」(抄)

金融所得課税改革の推進

本来すべての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。証券税制の軽減税率については、経済金融情勢等にかんがみ当面維持します。

民主党税制抜本改革アクションプログラム(2008年12月24日)(抄)

5. (2) 内需主導型経済への転換

○ 証券税制については、一体課税の環境が整備できるまでの間、現行の優遇税制を延長する。

民主党税制改革大綱(2007年12月26日)(抄)

Ⅲ 1. 格差是正に向けた取り組み

① 個人の格差への対応

○ 証券税制について、株式・公募株式投信の譲渡益課税に係わる軽減税率の延長は行わない。
配当課税については、二重課税調整、安定的な個人株主育成の観点から軽減税率を維持する。

債券の複雑な課税関係(現行)

	発行時	インカムゲイン	キャピタルゲイン	償還差損益
利付債	—	源泉分離課税(20%) ※国外で支払われるものは総合課税	非課税	総合雑所得
割引債に類するもの (低クーポン債、ストリップス債等)	—	—	総合譲渡所得	総合雑所得
割引債 (ゼロクーポン債)	発行時源泉徴収(18%) ※外国法人が国外で発行する場合(国内事業に帰属する場合を除く)は免除 ※償還期間が1年以下のもの(短期公社債)は免除。ただし、個人の保有は禁止	—	非課税 ※国外発行のものを国内で譲渡する場合は、総合譲渡所得	総合雑所得 ※発行時源泉された部分(償還金額-発行金額)については課税済み
転換社債		源泉分離課税(20%) ※国外で支払われるものは総合課税	申告分離課税(20%) ※上場転換社債は10%	

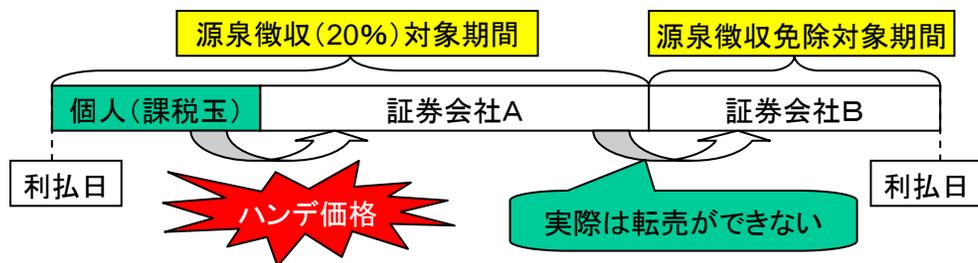
個人投資家から見た現行債券税制の課題

■ デフォルト債券の損失

発行体の破綻等によるデフォルト債券の損失は、税制上、家事費と扱われ他の金融所得と損益通算ができない。

■ 中途換金時のハンデ価格(課税玉・非課税玉の分断)

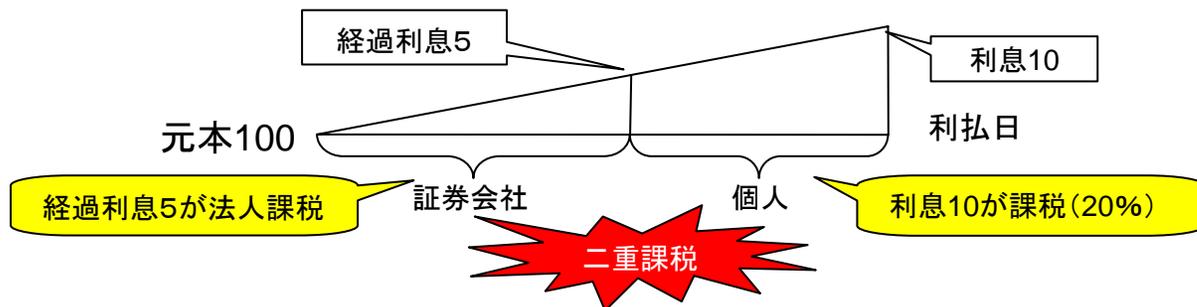
- 個人から証券会社Aに債券を売却した場合、個人の保有していた期間に係る利子(経過利子)については、証券会社Aが源泉税額相当額(20%)を売却時に差し引きこれを利払日に納付することで個人の課税関係は完了。
- しかしながら、利払日前に当該債券を証券会社Bに転売してしまうと本来源泉徴収の必要がない証券会社Aの保有していた部分まで源泉徴収されてしまう。(実務上、証券会社Aが保有していた期間の情報を証券会社Bに引き継げない)
- このため、当該債券は、利払日まで他の証券会社に転売できないことを前提に売却されるため、市場価格より低い価格(ハンデ価格)で売買されることになってしまう。



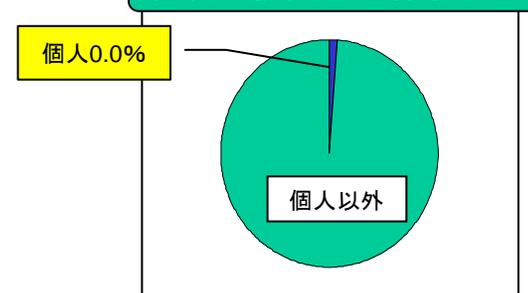
【ハンデ価格の実例】(国債の買取価格)
個人からの場合.....99.857円
金融機関からの場合.....100.067円

■ セカンダリ・マーケットでの二重課税

証券会社からセカンダリ・マーケットで個人投資家が債券を購入する場合、当該個人投資家が証券会社に支払う経過利息部分については証券会社において法人課税される一方、利払日には経過利息を含めた全期間の利息について源泉税が課されることとなり、二重課税が発生する。



社債の投資家別保有状況



◆ 少額の上場株式等の投資のための非課税制度の法制上の措置の実現

【要望事項】

- 上場株式等の配当、譲渡益に対する本則税率(20%)の適用開始時に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設すること。
- 制度設計にあたっては、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等に留意するとともに、投資家の利便性や金融機関の実務にも配慮すること。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設(案)

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 500万円(100万円×5年間)
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
5. 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
6. 開設者 : 居住者等(20歳以上)
7. 導入時期 : 上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

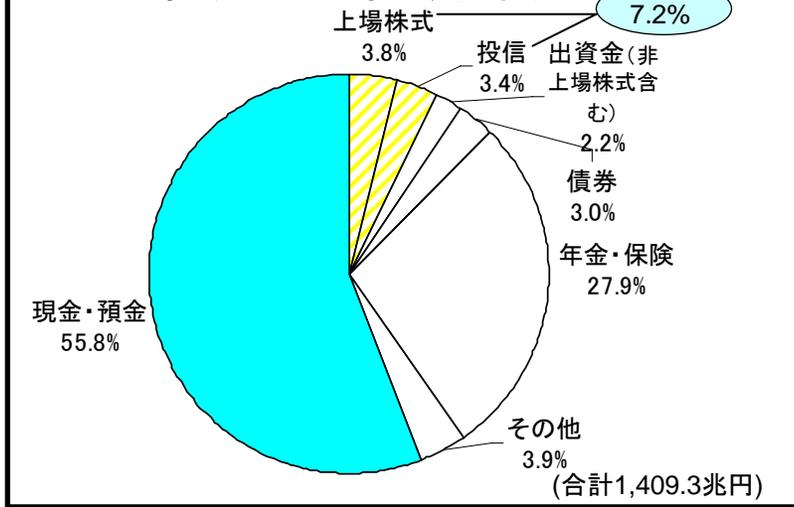
〈非課税措置のイメージ〉



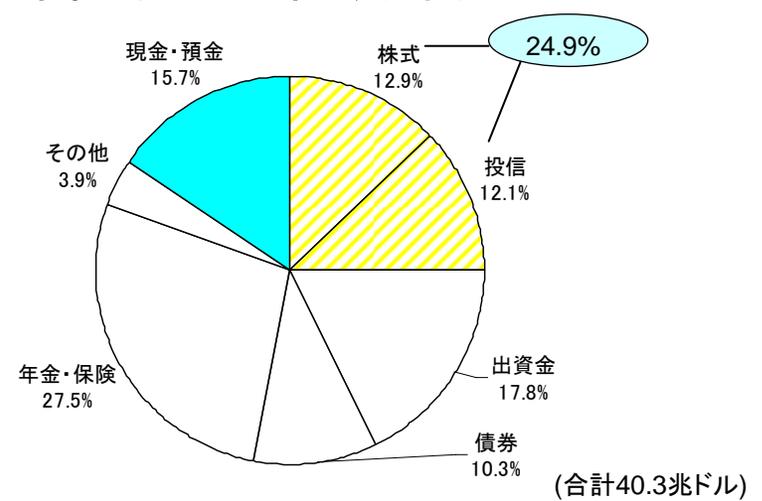
家計等の金融資産の構成比(日、米、英、独、仏)

○ 我が国個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、先進諸外国と比して依然として低い

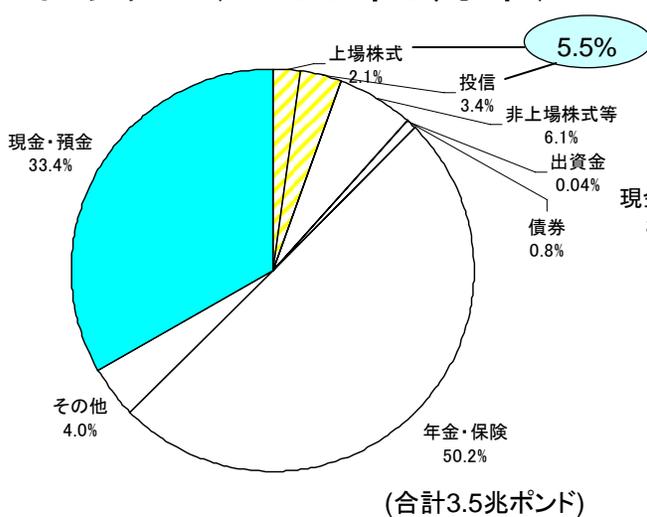
日本(2009年3月末)



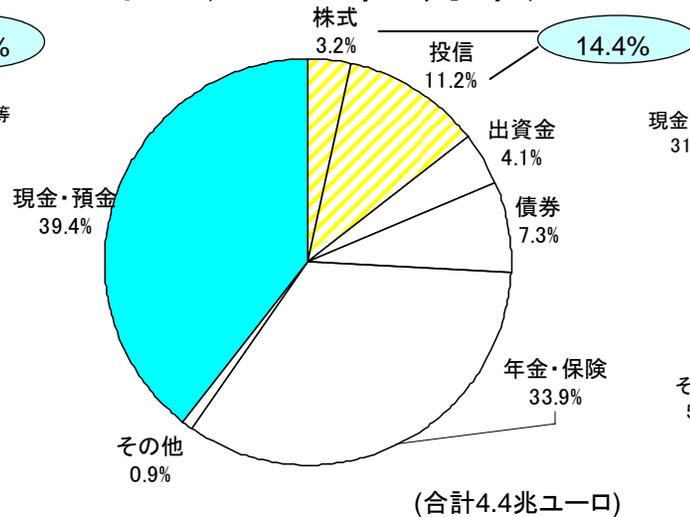
米国(2009年3月末)



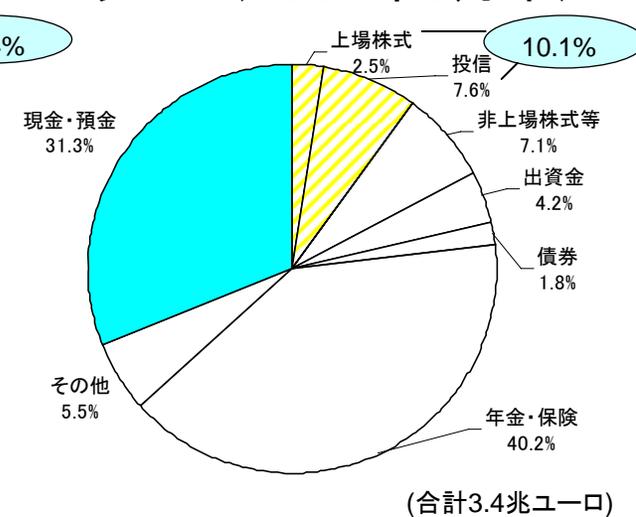
イギリス(2009年3月末)



ドイツ(2009年3月末)



フランス(2009年3月末)



(注1) 日本は「家計」をベースとした値。アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。

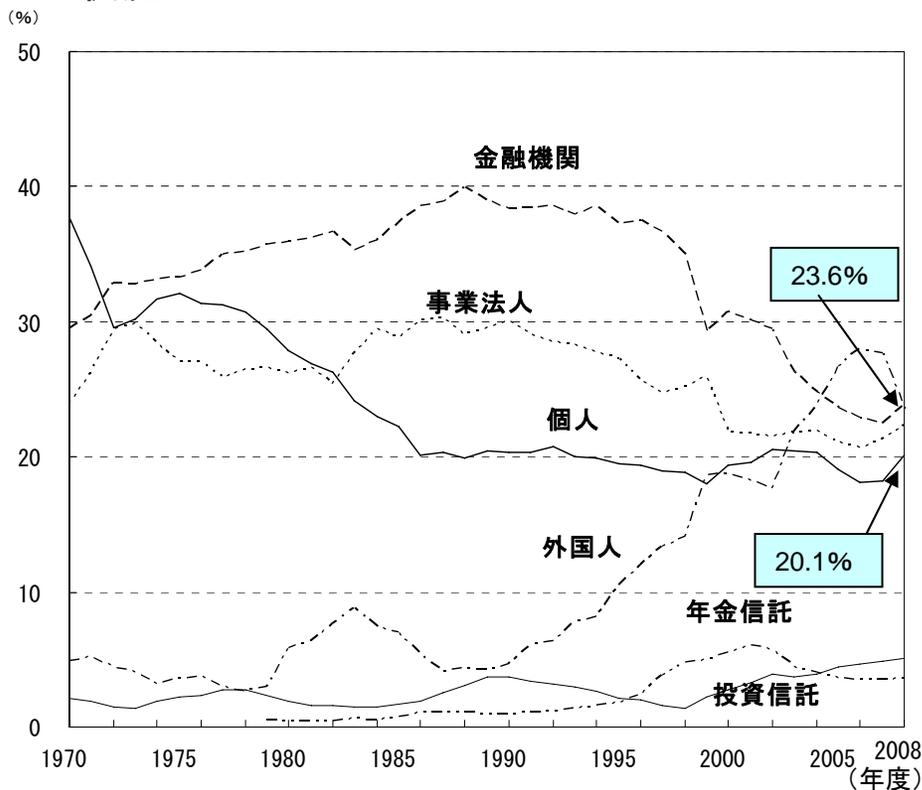
(注2) 特にイギリスにおいて保有割合が高い「年金・保険」は、企業年金や年金型の生命保険といった私的年金であり、その一定割合は株式等へ投資されている。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Balance sheet"

ドイツ: Deutsche Bundesbank "Monthly Report May 2009"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

我が国の投資主体別株式保有比率の推移(金額ベース)

○ 足許、外国人の保有比率は低下しているものの、個人等と比べ引き続き上回っている状況

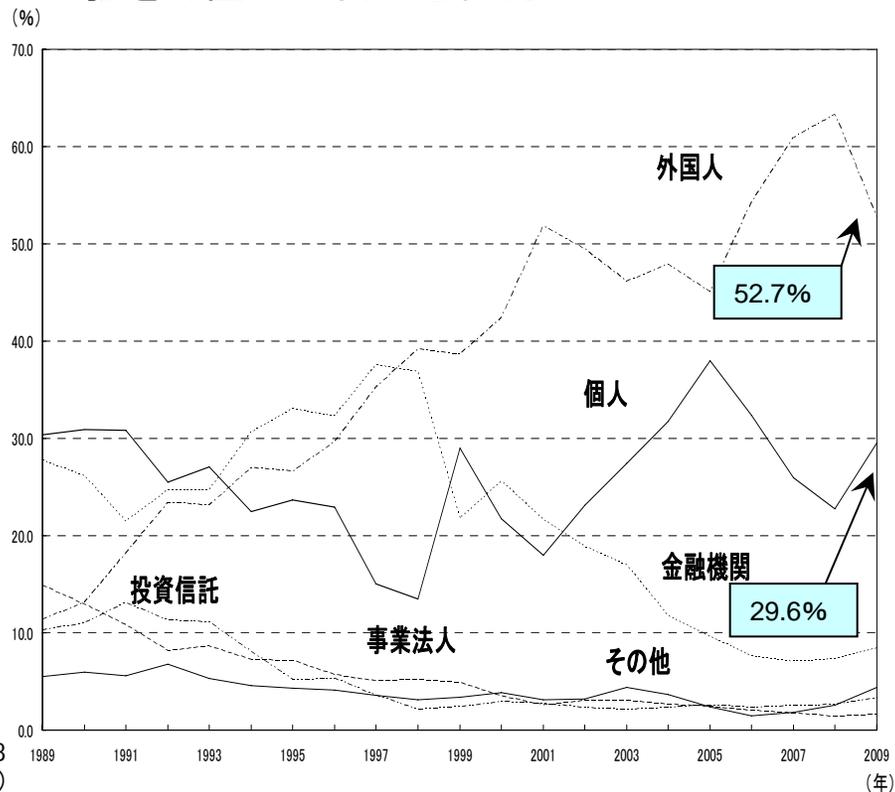


(注) ・ 金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978年以前については、年金信託を含む。
・ 2008年度末までの数値。

(出所) 東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所
「平成20年度株式分布状況調査」

我が国の投資主体別株式売買比率の推移(委託売買代金)

○ 足許、個人の割合が上昇しているものの、依然、株式売買比率(委託売買代金)の5割強を外国人が占める状況



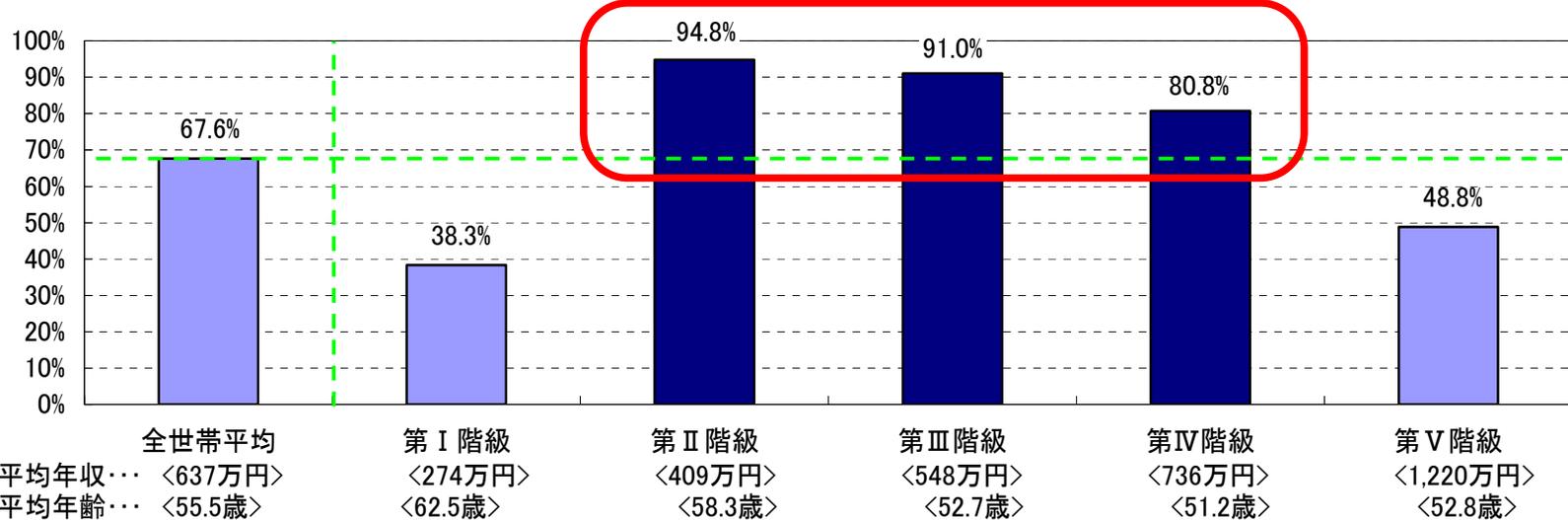
(注) ・ 「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計
・ 調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場(東京・大阪・名古屋)の集計値。
・ 2009年11月第3週までの数値。

(出所) 東京証券取引所

証券税制に関するこれまでの措置は、高所得者層ではなく中所得者層に属する個人投資家のすそ野の拡大に貢献

株式・株式投資信託(伸び率:2002年→2008年)

(出所)総務省「家計調査」



株式・株式投資信託(保有額:2002年→2008年)

(単位:万円)

暦年	全世帯平均 <637>	年間収入5分位階級別 (<>内は階級毎の2008年における平均年収)				
		I <274>	II <409>	III <548>	IV <736>	V <1,220>
2002(H14)	102	47	77	78	104	203
2008(H20)	171	65	150	149	188	302

[備考] 2008年(平成20年)平均年収

第Ⅰ階級 274万円、第Ⅱ階級 409万円、第Ⅲ階級 548万円、第Ⅳ階級 736万円、第Ⅴ階級 1,220万円、全世帯平均 637万円

2008年(平成20年)階級別年収区分

第Ⅰ階級: ~350万円、第Ⅱ階級: 350~471万円、第Ⅲ階級: 471~630万円、第Ⅳ階級: 630~873万円、第Ⅴ階級: 873万円~

(注) 現行税率(10%)は2003年(平成15年)より開始(譲渡益は1月から、配当は4月から)。

二人以上の全世帯(農林漁業世帯を含む)が調査対象。2002年は6,822世帯、2008年は6,406世帯が調査対象。

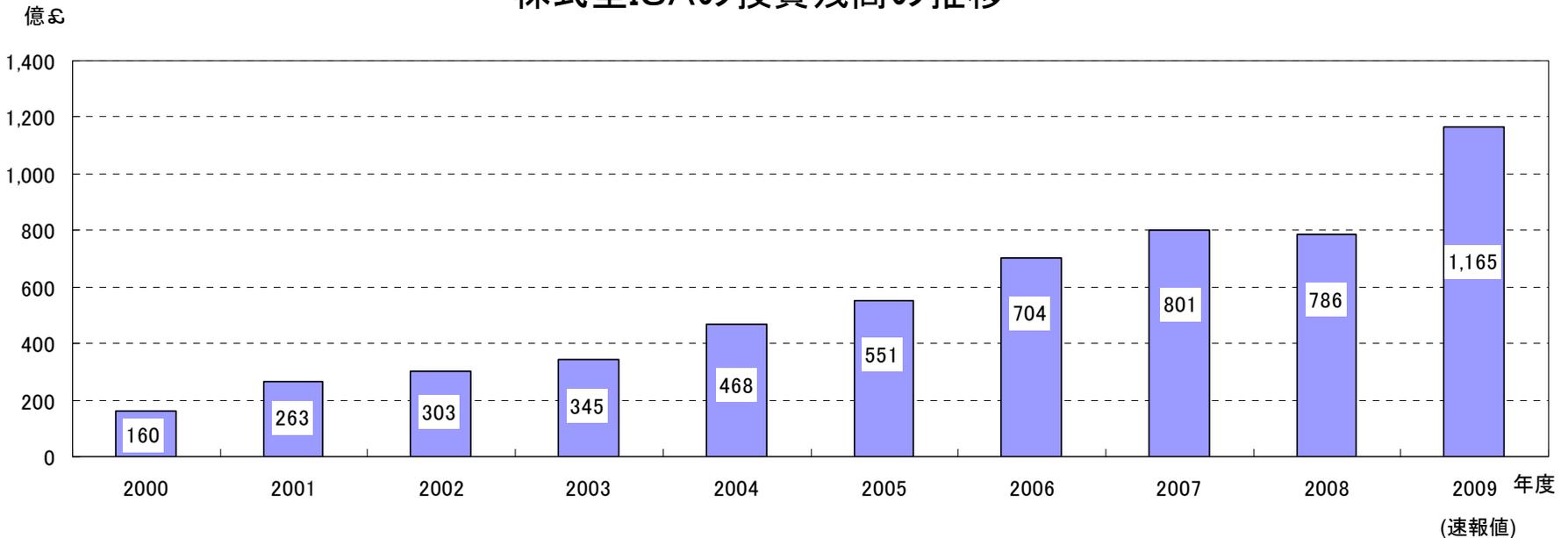
株式・投資信託の保有額は時価。

英国における株式等投資優遇制度

	期 間	投資対象	非課税対象	年間拠出限度額	残高限度額	投資残高及び口座数
個人貯蓄口座(注) (ISA; Individual Savings Accounts)	1999年～	預金、株式・債券、生命保険	利子、配当、 キャピタルゲイン	7,200£ (約107万円) うち、預金口座は3,600£ (約53万円)	なし	2,745億£ (約40.6兆円) 〔09年9月〕 1,422万口座 〔08年度〕

(注)英国のISAには株式型と預金型がある。

株式型ISAの投資残高の推移



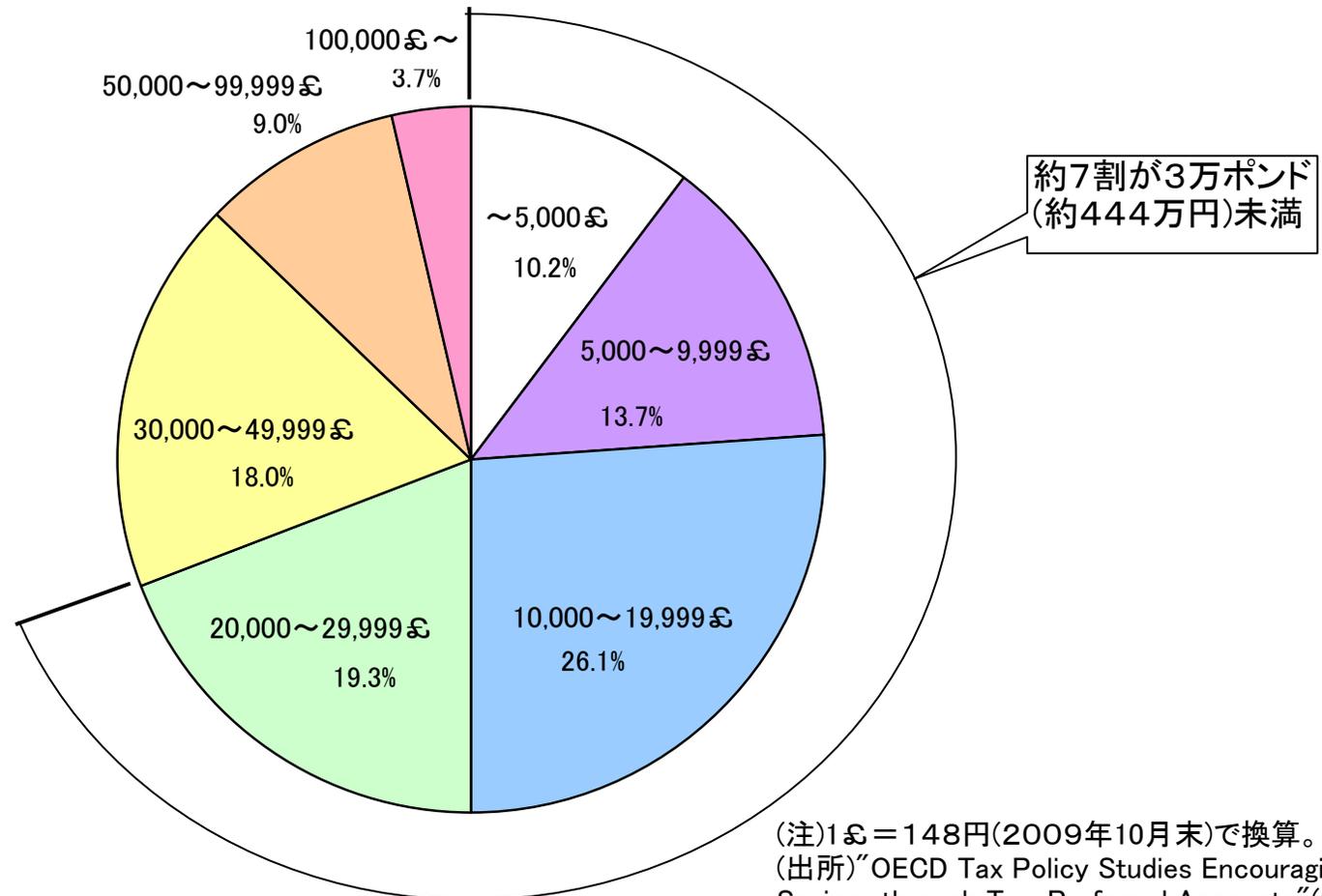
(注)1£ = 148円(2009年10月末)換算。

(出所)英国歳入関税庁ホームページ

英国ISA利用者の所得階層別利用状況

- 約7割が3万ポンド(約444万円)未満の所得階層。
- 所得階層1万ポンド(約148万円)以上2万ポンド(296万円)未満の利用者が最も多く、全体の約3割。

(参考)株式型ISAの所得階層別利用状況



仏・独の少額投資等優遇制度

(2009年7月現在)

項目	仏国	独国
制度の名称	株式貯蓄プラン (PEA: Plan d'épargne en actions)	貯蓄者概算控除制度
措置の概要	<p>① 一定の株式運用口座内で再投資される配当及びキャピタル・ゲインは非課税</p> <p>② 当該口座が解約された場合、配当及びキャピタル・ゲインに対し、口座保有期間に応じて以下の税率で課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年未満売却: 34.6%(うち社会保障関連税12.1%) ・2年以上5年未満売却: 30.1%(うち社会保障関連税12.1%) ・5年超売却: 12.1%(社会保障関連税のみ) 	利子、配当、キャピタル・ゲインに対する所得控除
投資対象	株式等	預金、株式、債券等
限度枠	<p>○ 拋出限度 13.2万€(約1,742万円) (夫婦合算課税の場合は26.4万€(約3,485万円))</p>	<p>○ 控除限度 年間801€(約11万円) (夫婦合算課税場合は1,602€(約21万円))</p>
その他	<p>○ 預入総額 1,180億€(約15.6兆円) [07年9月末]</p> <p>○ 口座数 701万口座 [07年9月末]</p>	—

(注)円換算レートは、1ユーロ=132円として計算(2009年10月末時点)

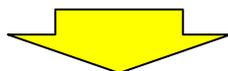
◆ 非居住者等による債券投資に係る利子の非課税措置の充実

海外投資家が我が国金融・資本市場に投資しやすい環境を整備し、魅力を高めることで、我が国市場を活性化。

【現行制度の問題点】

我が国公社債市場における海外投資家の保有比率は社債を中心に極めて低い。その要因として、以下の点が指摘されている。

- 国債、地方債においても、非課税措置を受けるための投資手続きが煩雑
- 海外投資家の社債投資における受取利子が課税（国債、地方債は非課税）



【要望事項】

- 非居住者等が受ける国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充を図ること
(注) 簡素化＝非課税措置の適用手続を発行体毎（多数）ではなく振替機関毎（日銀・ほふりのみ）に変更するなど。
拡充＝非居住者等の範囲を海外の年金基金が対象となるよう明確化するなど。
- 非居住者等が受ける社債等に係る利子についても非課税措置を導入すること

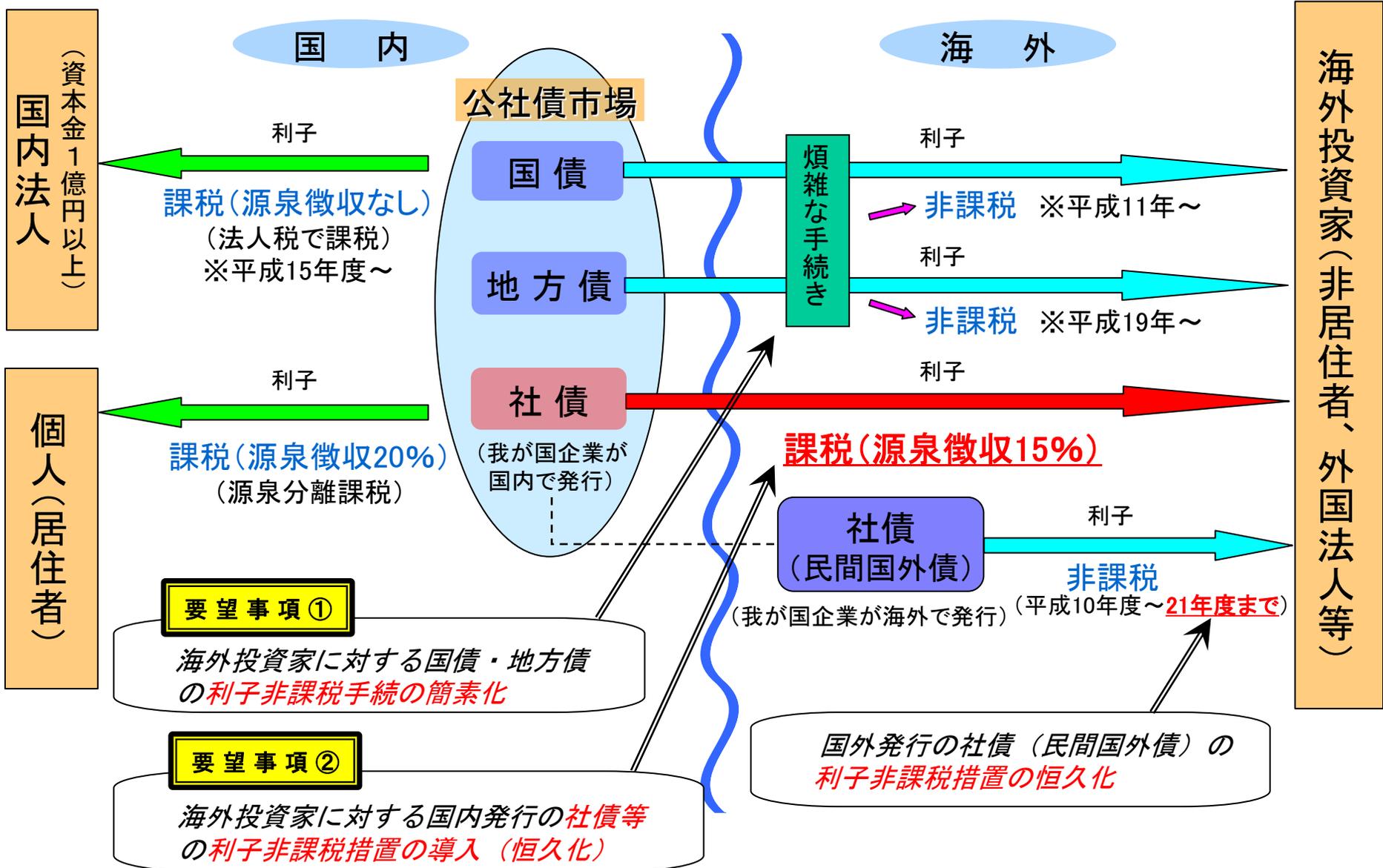
➤ 恒久措置とすること

- 主要国においても恒久措置として導入（英米仏は、1980年代に導入）。
- 時限措置では我が国社債市場への投資促進という政策効果は望めない。

➤ 非課税手続について抜本的に見直し、事務の簡素化を図ること

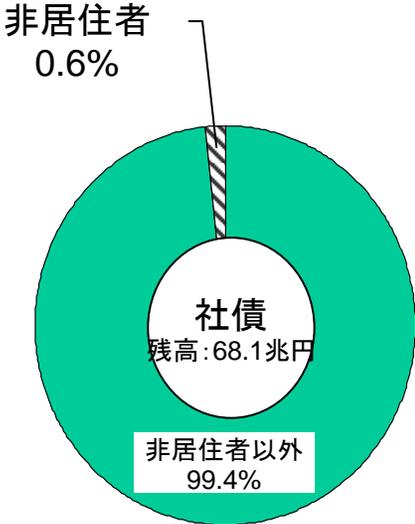
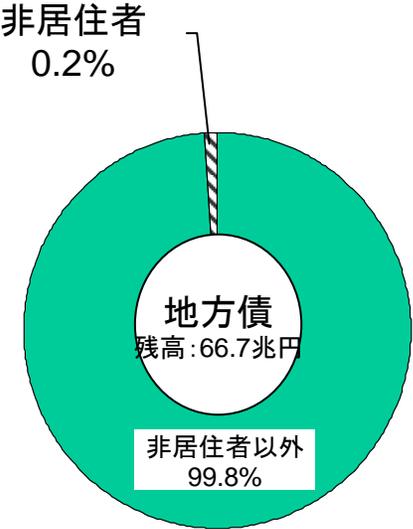
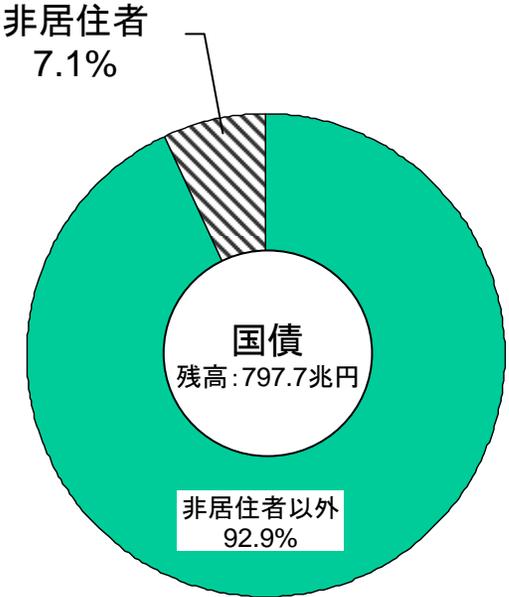
- 現行手続は、実務的に煩雑で多大な負担。
- 手続の抜本的な見直しがあれば、適用実績は望めない。

我が国公社債の利子課税の概要

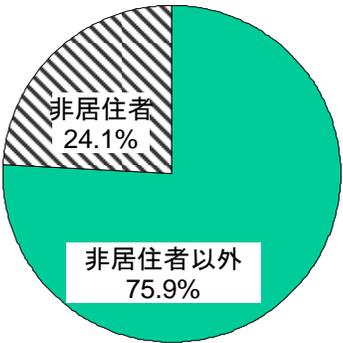


我が国公社債の非居住者の保有状況

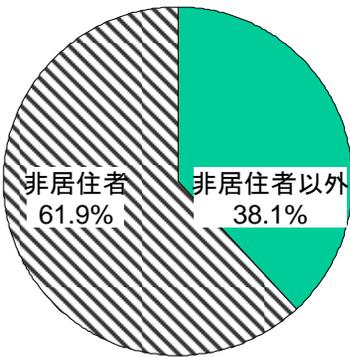
(2009年3月末)



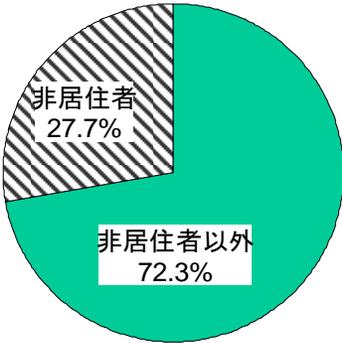
【アメリカ・社債】
(2009. 3末)



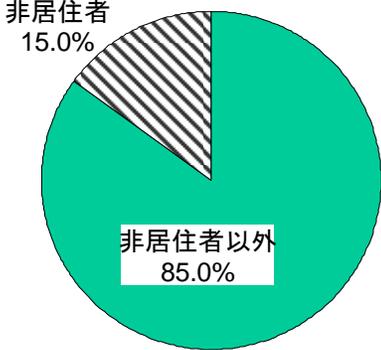
【イギリス・社債】
(2009. 3末)



【ドイツ・社債】
(2000. 12末)



【フランス・社債】
(1999. 12末)



(出所)各国当局公表資料等より作成

主要国の非居住者の受ける公社債利子の非課税制度 (源泉徴収免除制度)

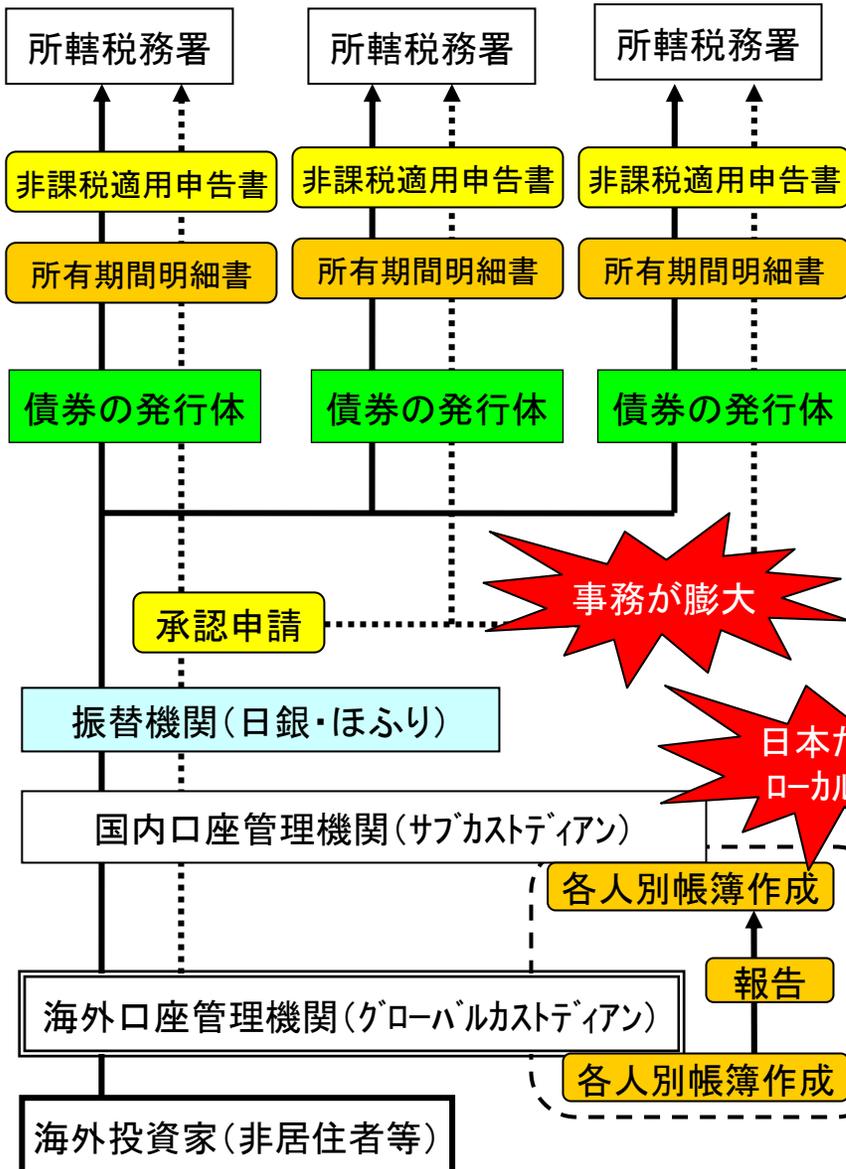
- 主要国においては、非居住者の受ける公社債利子については、利子の支払地(源泉地国)で課税(源泉徴収)せず、非居住者の居住地(居住地国)でのみ課税する方式が導入。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
非課税措置(源泉徴収免除)の対象債券(原則)	ポートフォリオ債券	国債 上場社債	債券全般	債券全般
非課税措置の適用がない場合の税率	30%	20%	25%	18%

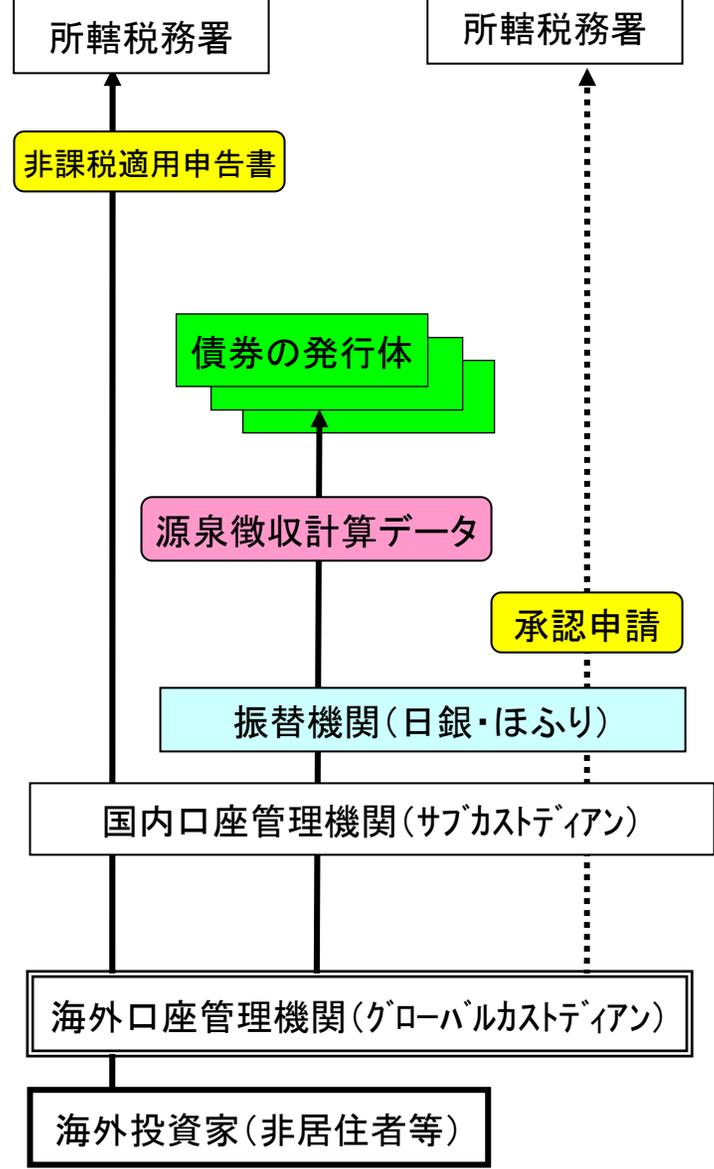
- 主要国においては、公社債利子の非課税措置は**恒久措置**(英米仏は、1980年代に導入)。
- 主要国においては、非課税手続は**簡素**。
 - イギリス・ドイツ・フランスにおいては、口座開設時に非居住者等である旨の本人確認を行うのみで、特段の申請手続は必要ない。また、アメリカにおいては、QI(適格仲介業者)に本人確認書類を提出するのみ。
 - 日本の場合、手続書類等を債券の発行体ごとに経由する必要があり事務が膨大
 - 上記各国とも、口座管理機関に税制上の各人別帳簿の作成を義務化している国はない。
 - 日本だけのローカルルールに対応できない口座管理機関は日本市場に参加できない

我が国においても簡素な枠組みを導入しなければ、海外からの投資促進は望めない

現 行 (煩雑な制度)



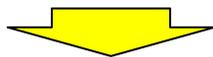
改正案 (簡素な制度)



◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長

【現状】

近年における台風の頻発等により異常危険準備金の多額の取崩しが発生。現在の積立率は、今後の異常危険災害に備えるための水準に達していない状況にある。



【要望事項】

○ 巨大災害に対しても確実に保険金を支払う観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行制度の措置を恒久化又は延長（※）すること。

※平成21年度末で措置期限切れ

・ 積立率：正味収入保険料×4%（現行と同じ）

現行制度

要望事項

1年目

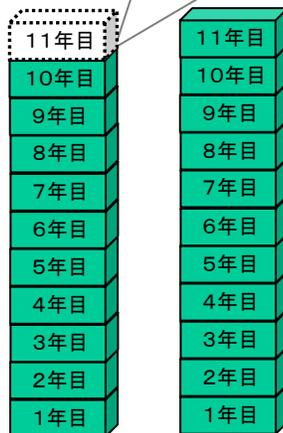
10年目

11年目

（原則）➡

原則として、10年を越える部分は取り崩さなくてはならない

毎年、正味収入保険料の積立率4%まで損金算入
※租特が平成21年で期限切れ



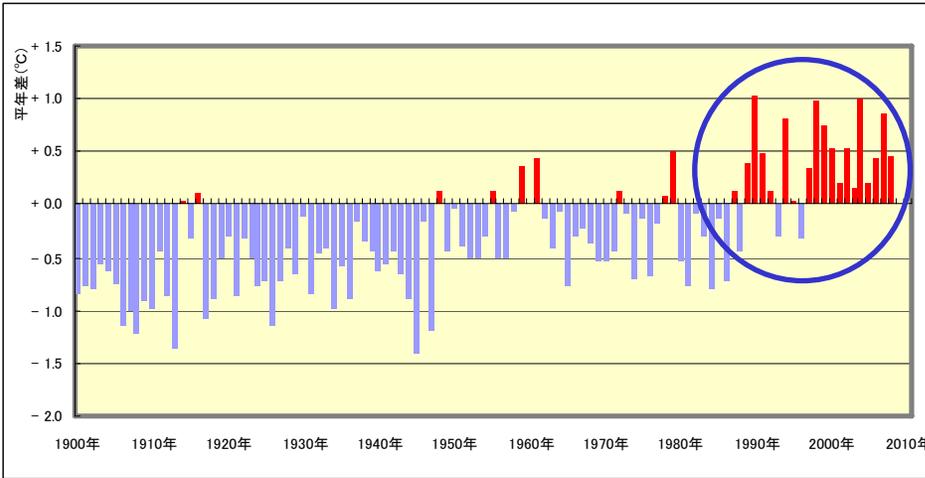
正味収入保険料 × 洗替保証率 30%まで 取崩し不要
※租特において恒久措置済み

措置の恒久化
又は延長
（積立率4%）

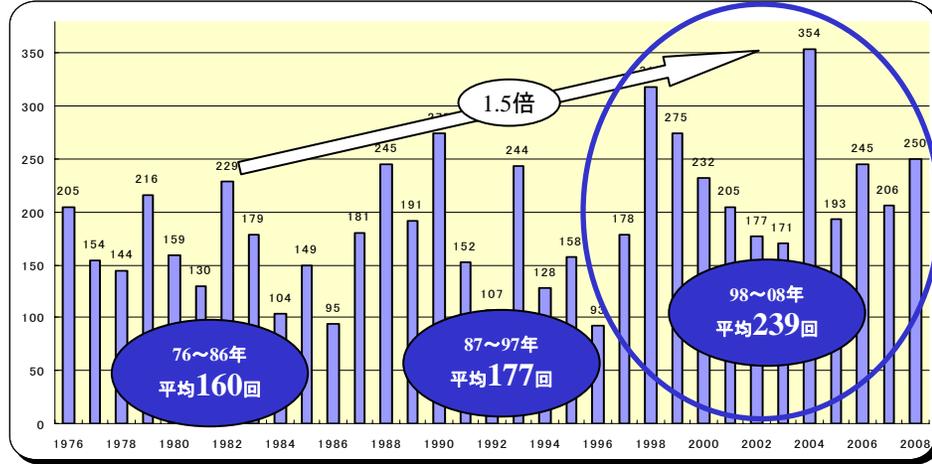
最近の地球温暖化、異常気象の状況

気象庁「気象統計情報」より

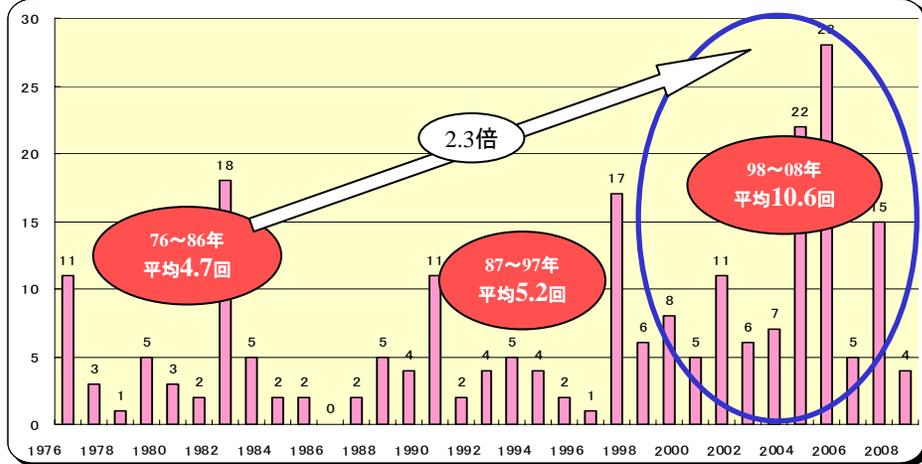
(1) 年平均気温の変化



(2) 1時間降雨量50mm以上の発生回数 (1,000地点あたり)



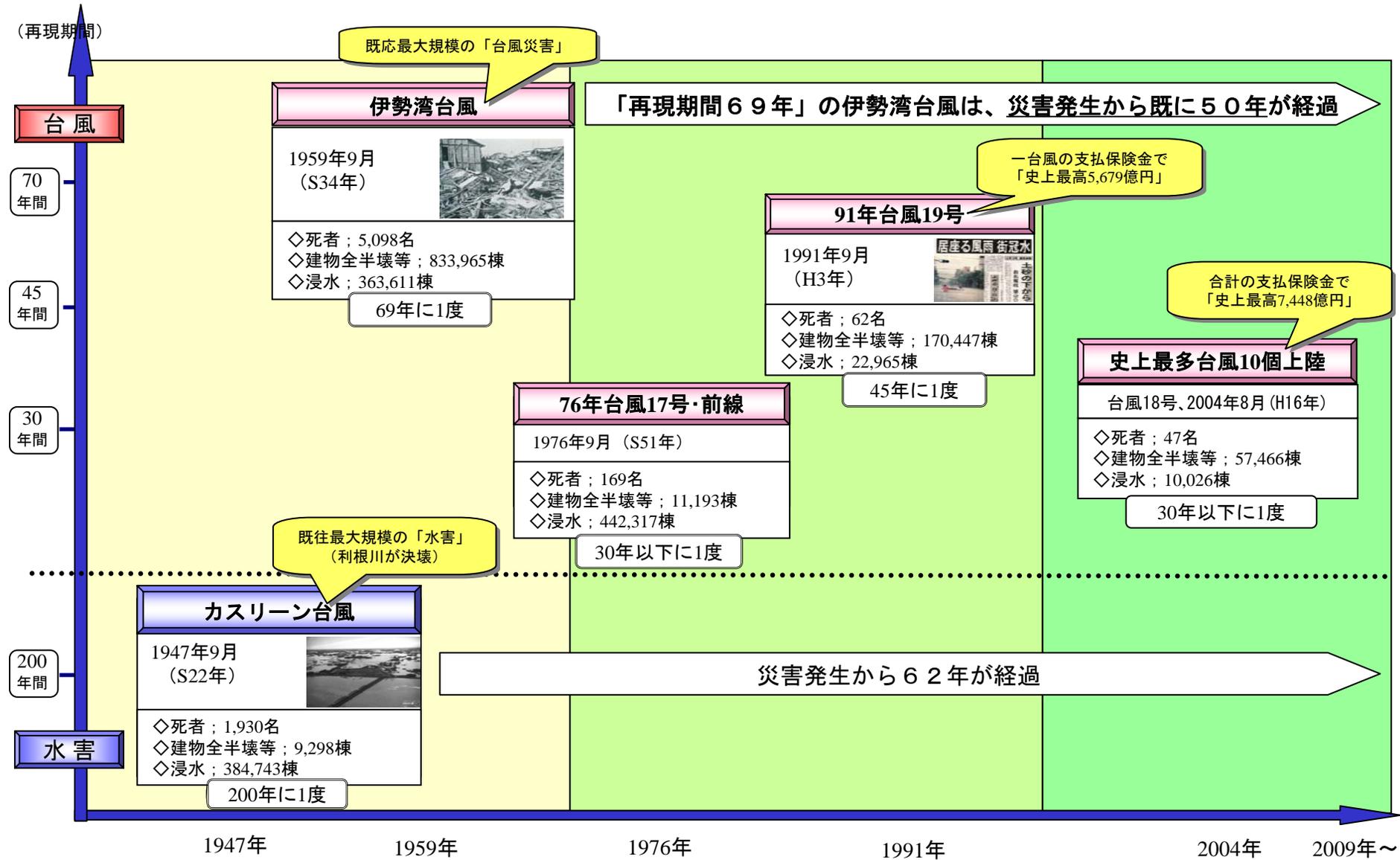
(3) 日降水量400mm以上の年間発生回数 (1,000地点あたり)



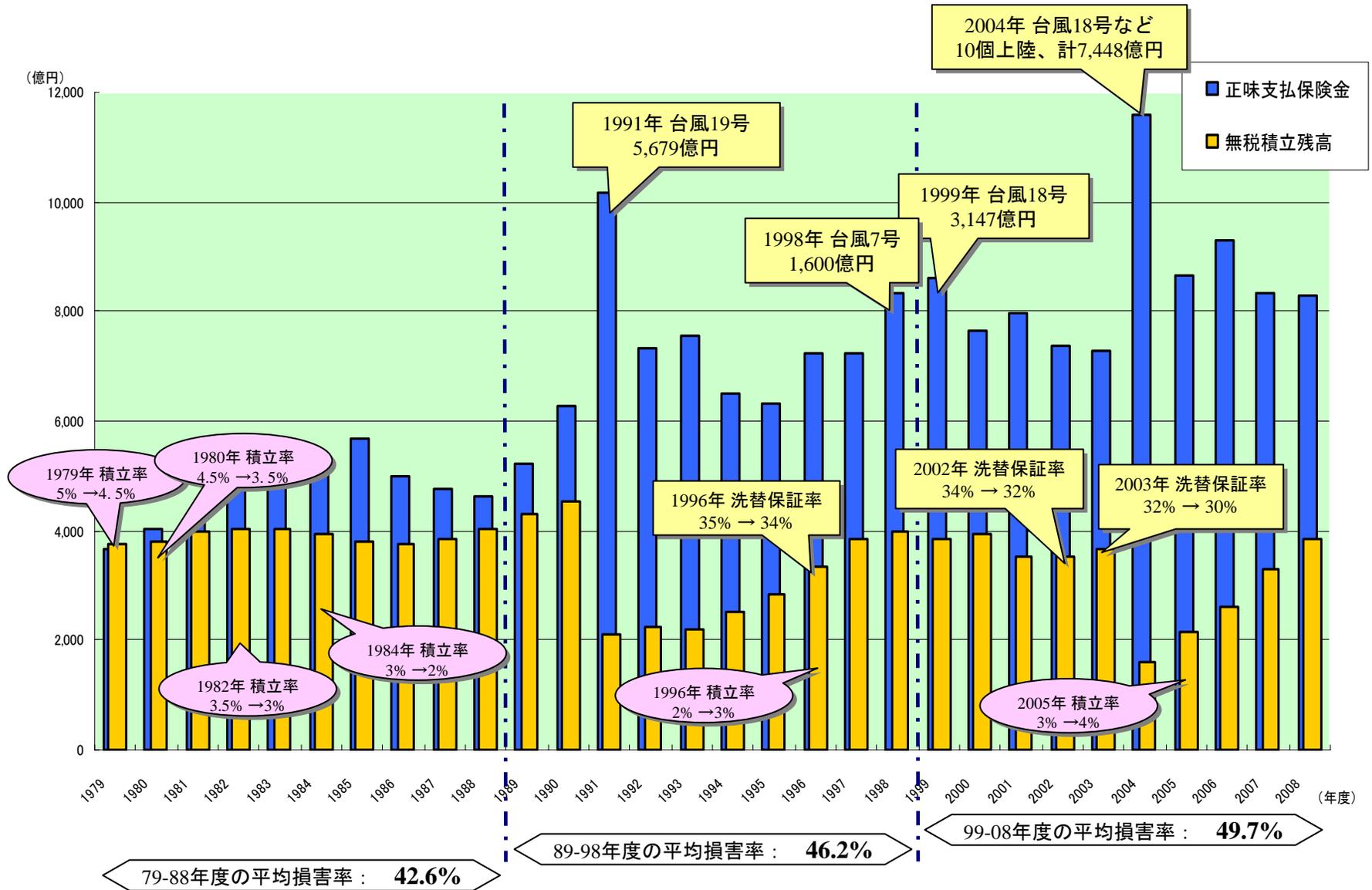
近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響と考えられる激甚な災害が頻発しており、国連環境計画 (UNEP) 及び世界気象機関 (WMO) により設立された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) が平成19年に発表した第4次評価報告書では、今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、熱帯低気圧 (台風及びハリケーン) の強度が増大するとともに、大雨の頻度も引き続き増加する可能性が高く、洪水などによる被害が予測されているところである。

平成21年度防災白書より(抜粋)

近年の主な大規模自然災害の状況と再現期間



近年の自然災害に対する保険金支払状況



異常危険準備金残高の推移

(単位：億円、%)

年度	正味収入 保険料	正味支払 保険金	取崩額 (無税積立分)	異常危険準備金残高 (無税積立分) (1)		異常危険準備金残高 (有税積立分) (2)		異常危険準備金残高 (合計) (1) + (2)		積立目標額	目標達成率
1977 (昭和52)	7,389	2,553	—	3,207	(43.4%)	475	(6.4%)	3,682	(49.8%)		
1978 (53)	8,836	3,021	3	3,533	(40.0%)	617	(7.0%)	4,150	(47.0%)		
1979 (54)	10,013	3,646	—	3,771	(37.7%)	726	(7.3%)	4,497	(44.9%)		
1980 (55)	10,498	4,049	—	3,824	(36.4%)	952	(9.1%)	4,776	(45.5%)		
1981 (56)	10,513	4,322	—	3,974	(37.8%)	1,104	(10.5%)	5,078	(48.3%)		
1982 (57)	10,814	4,945	75	4,022	(37.2%)	1,234	(11.4%)	5,256	(48.6%)		
1983 (58)	10,932	4,880	18	4,024	(36.8%)	1,457	(13.3%)	5,481	(50.1%)		
1984 (59)	11,354	5,204	44	3,922	(34.5%)	1,673	(14.7%)	5,595	(49.3%)		
1985 (60)	11,647	5,663	135	3,818	(32.8%)	1,893	(16.3%)	5,711	(49.0%)		
1986 (61)	11,154	5,012	20	3,736	(33.5%)	2,170	(19.5%)	5,906	(52.9%)		
1987 (62)	11,440	4,743	17	3,829	(33.5%)	2,290	(20.0%)	6,119	(53.5%)		
1988 (63)	12,146	4,631	1	4,042	(33.3%)	2,350	(19.3%)	6,392	(52.6%)		
1989 (平成元)	13,328	5,243	13	4,288	(32.2%)	2,397	(18.0%)	6,685	(50.2%)		
1990 (2)	14,273	6,286	17	4,539	(31.8%)	2,426	(17.0%)	6,965	(48.8%)		
1991 (3)	14,728	10,165	2,739	2,088	(14.2%)	2,289	(15.5%)	4,377	(29.7%)		
1992 (4)	14,858	7,310	148	2,222	(15.0%)	2,499	(16.8%)	4,721	(31.8%)		
1993 (5)	14,949	7,535	249	2,210	(14.8%)	2,813	(18.8%)	5,023	(33.6%)		
1994 (6)	15,756	6,485	—	2,519	(16.0%)	3,144	(20.0%)	5,663	(35.9%)		
1995 (7)	16,263	6,340	0	2,836	(17.4%)	3,507	(21.6%)	6,343	(39.0%)		
1996 (8)	17,466	7,249	25	3,349	(19.2%)	3,841	(22.0%)	7,190	(41.2%)		
1997 (9)	17,809	7,230	31	3,832	(21.5%)	4,144	(23.3%)	7,976	(44.8%)		
1998 (10)	16,938	8,354	274	3,985	(23.5%)	4,401	(26.0%)	8,386	(49.5%)		
1999 (11)	16,550	8,605	467	3,857	(23.3%)	7,195	(43.5%)	11,052	(66.8%)		
2000 (12)	16,263	7,648	43	3,954	(24.3%)	7,745	(47.6%)	11,699	(71.9%)		
2001 (13)	16,112	7,967	625	3,515	(21.8%)	7,851	(48.7%)	11,366	(70.5%)		
2002 (14)	16,407	7,389	107	3,540	(21.6%)	8,532	(52.0%)	12,072	(73.6%)		
2003 (15)	16,889	7,283	32	3,665	(21.7%)	9,359	(55.4%)	13,024	(77.1%)		
2004 (16)	17,043	11,584	2,542	1,612	(9.5%)	9,834	(57.7%)	11,446	(67.2%)		
2005 (17)	17,712	8,672	143	2,165	(12.2%)	10,819	(61.1%)	12,984	(73.3%)		
2006 (18)	18,168	9,291	221	2,627	(14.5%)	11,477	(63.2%)	14,104	(77.6%)		
2007 (19)	18,079	8,344	22	3,295	(18.2%)	12,243	(67.7%)	15,538	(85.9%)		
2008 (20)	17,924	8,282	21	3,864	(21.6%)	12,868	(71.8%)	16,732	(93.3%)	29,093	57.5%

(注1) 「火災グループ」とは、火災・積荷・運送・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任の各保険をいう。

(注2) 風水害・動産総合・建設工事・賠償責任の各保険は、1978(昭和53)年度から火災グループに組み入れられた。

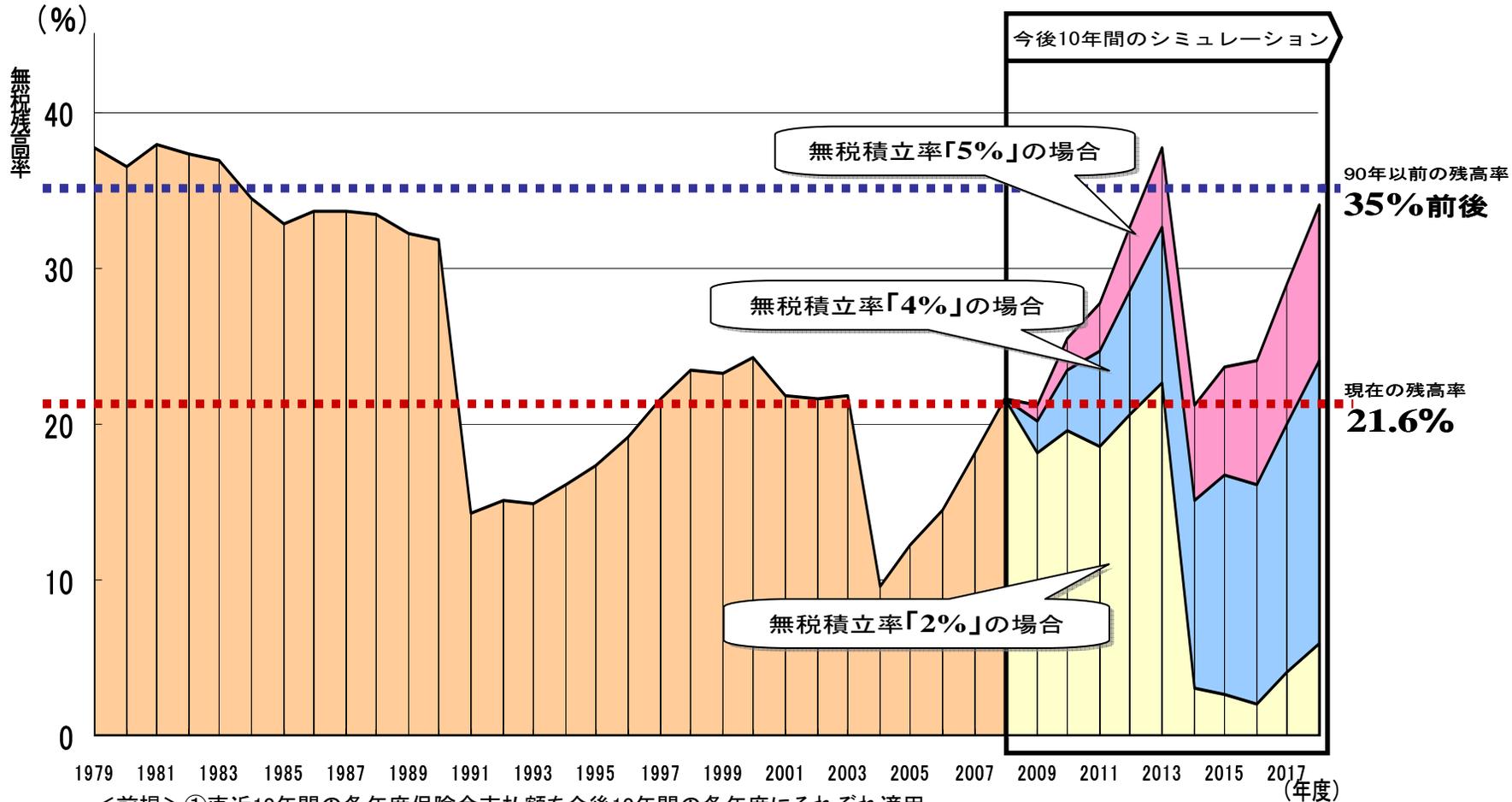
(注3) 残高欄のカッコ内の比率は正味収入保険料に対する割合である。

(注4) 2001(平成13)年度は、大成火災社分を除く。

(注5) 数値・比率等は原則として表上の計算に基づいて算出している。

無税残高率の推移予測

○ 複雑・巨大化する異常自然災害に備えて、必要な無税残高を積み立てるには、現在恒久化されている無税積立率2%では現在の無税積立残高を維持できないことが懸念される。本来であれば毎期5%程度が必要であるが、現在の無税残高を確保できる最低限の水準として、「無税積立率4%」を要望する。



<前提> ①直近10年間の各年度保険金支払額を今後10年間の各年度にそれぞれ適用。
 ②過去30年間の損害率上昇傾向が今後も同様に続くと想定。

※無税残高率: 無税積立残高 / 正味収入保険料

異常危険準備金積立率および洗替保証率の変遷

改正年次	火災・積荷・運送 風水害・動産総合 建設工事・賠償責任							
	積立率				洗替保証率			
	適用率	法人税法	租税特別措置法		適用率	法人税法	租税特別措置法	
			(本則)	(措置)			(本則)	(措置)
昭和28(1953)年	10%	10%			50%	50%		
昭和32(1957)年	7%	7%						
昭和40(1965)年			7%					
昭和51(1976)年	5%		5%				35%	
昭和53(1978)年	4%		4%		35%			
昭和55(1980)年	2%		2%					
平成8(1996)年	3%		2%	3%	34%		34%	
平成14(2002)年					32%		32%	
平成16(2004)年							30%	
平成17(2005)年	4%		2%	4%	30%			
平成19(2007)年								

異常危険準備金の税制上の性格

- 損害保険契約は、一定の保険期間内に特定の損害が生じた場合に保険金を支払うことを約する契約であって、損害保険会社は、この契約の対価として保険料を収入するとともに、保険金の支払と経費の支弁に充てるのであるが、事業の性格上毎年同じように損害が発生するものではないから、その収支はどうしても跛行的になる。
- 損害事故の発生は、偶然的に跛行的に非常に変動するものであり、単に収支残だけの準備では、2年間引き続いて大きな損害が発生したときは、たちまちその支払に窮することとなる。
- そこで、通常の危険率を超える損害に備えるため準備金を積み立てることにより、その異常な災害にも耐えうるよう準備しているのである。
- このような点からすれば、この種の準備金は、偶然損失に備える準備金であってむしろ利益の平準化のための準備金の性格をもつもののものであるが、損害保険事業そのものが本来偶発的性格をもつものであるから、企業としてはこのような準備金も必要であることは、容易に首肯できることであろう。

出典：DHCコンメンタル法人税法（武田昌輔 編著、第一法規）

諸外国の自然災害に係る準備金制度

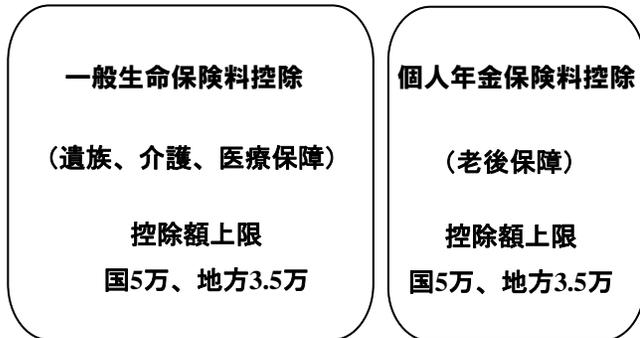
	イギリス	ドイツ	フランス
損算算入ルール	正味収入保険料×3%	実損害額<予定損害額の場合に、保険金支払に充てられなかった保険料の額。	プール拠出保険料(元受保険料の6%~12%)にかかる収支差額(保険料-保険金)の75%以内。
監督上の積立ルール	同上	同上	同上
取崩しルール	<p>正味発生損害額^{※1}>正味既経過保険料^{※2}計×72.5%の場合に、上回っている分だけ取崩す。</p> <p>※1: 当期正味支払保険金+当期未支払備金-前期末支払備金 ※2: 当期正味収入保険料+前期未経過保険料-当期末未経過保険料</p>	実損害額>予定損害額の場合に取崩す。	<p>収支差額がマイナスとなった場合、古い年度に積立てた残高から取崩す。</p> <p>※10年洗替制度あり</p>

◆ 生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

【要望事項】

- 現行の生命保険料控除制度を、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除(年金払積立傷害保険を含む)に改組することについて、平成22年度改正において法制上の措置を講ずること。

現行制度



要望事項 (新制度の法制上の措置の実現)

